

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月9日認可した。

平成19年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上分地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）安造田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）興志面地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）吉井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）薬師用水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鴨田地区